

2023（令和5）年度 第2回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会 会議録

- 【日時】 2023（令和5）年12月6日（水） 午後2時～午後3時30分
- 【場所】 伊賀市役所4階 406会議室
- 【出席者】 中平会長、芦木副会長、井上委員、喜多委員（代理 岡田氏）、前田委員、北森委員、作田委員（代理 田中氏）、福嶋委員、福本委員、鈴木委員、溝端委員、浅利委員、古市委員（代理 松島氏）、大西委員
- 【欠席者】 尾上委員
- 【傍聴者】 0名
- 【事務局】 伊賀市介護高齢福祉課：三根課長、出山主任、大門主任
名張市障害福祉室：福田室長、高磯室員

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから、第2回伊賀地区福祉有償運送等運営協議会をはじめさせていただきます。

皆様におかれましては、公私ともご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。私、伊賀市介護高齢福祉課の出山と申します。よろしく願いいたします。

なお、本日、三重交通労働組合伊賀支部 支部長 尾上様におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

また、設置要綱第8条第5項の規定により名張市都市整備部 都市計画室 喜多様につきましましては岡田様に、三重県地域連携部 交通政策課 古市様につきましましては松島様に、三重交通株式会社 伊賀営業所 作田様につきましましては田中様に代理でご出席いただいております。

それでは、会議の開催にあたりまして、事務局である伊賀市介護高齢福祉課 課長 三根よりご挨拶させていただきます。

（伊賀市介護高齢福祉課長）

改めまして皆様、こんにちは。平素より伊賀市、名張市の介護福祉並びに障がい福祉に、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げたいと思っております。先ほどご紹介いただきました、伊賀市の介護高齢福祉課の三根です。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また本日は、令和5年第2回の伊賀地区福祉有償運送等運営協議会に、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りましたことをお礼申し上げたいと思っております。そして、本日は協議事項もたくさん出ておりますので、皆様にはよろしくご協議のほどよろしくお願いしたいと思います。甚だ簡単ではございますが、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、当運営協議会の委員の交代がありましたので、ご報告させていただきます。資料20をご覧ください。No.3 一般社団法人三重県タクシー協会 副会長の中島様が、ご都合により2023年6月21日をもって委員を辞職され、新たに委員選出をいただき、一般社団法人三重県タクシー協会伊賀支部 支部長 前田様に委員交代となりましたので、ご報告させていただきます。なお、任期は2025年3月31日までとなります。よろしくお願いいたします。

ここで、議事に入ります前に、事務局より資料の訂正のご連絡をさせていただきます。資料19について、本日お配りさせていただいている資料に差し替えをお願いいたします。

それでは、本会の成立についてご報告いたします。

本日の出席委員数は14名、欠席委員数は1名で(15名中14名の出席)でございます。これは、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第2項の規定「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議をすすめさせていただくにあたりまして、事務局から3点お願いをさせていただきます。

1点目でございますが、本協議会は、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第3項の規定に基づき公開の会議といたしておりますので、傍聴者と報道関係者の入室を認めさせていただきます。

ただし、個人情報を含む議事に関しましては、伊賀地区福祉有償運送等運営協議会設置要綱第8条第3項但し書きの規定に該当するため、本会議は非公開とさせていただきます。

2点目でございます。審議会等の会議の公開に関する要綱(第8条)の規定により会議録を作成させていただきますので、本会場にレコーダーを設置し、音声録音させていただきます。

3点目でございますが、円滑な会議運営及び会議録作成のため、発言の際は、挙手し、発言許可の後をお願いします。

以上でございます。それでは、事項書の3に入らせていただきます。進行を会長へお渡しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、それでは早速ですけれども、進行にまいりたいと思います。どうぞ、皆さんご協力よろしくお願いいたします。

まずですね、議事の4番、新規参入の事業者さんにつきましてですね、およそ14時15分頃、入室をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは早速3番の令和5年度上半期運営状況について、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。令和5年度上半期の報告につきまして、事前に配布いたしました資料

18「福祉有償運送運行状況一覧」の裏面をご覧ください。全体としまして、運行状況において事業所により増減はありますが、全体の運行件数は減少しております。

減少の主な要因としまして、物価高により、買い物やその他の目的での利用を控えたり、伊賀市におきましては、岡波総合病院が移転し遠くなったことにより通院回数を減らすといったことなどが、利用回数の減少理由として挙げられます。また中には、運転手が病気によりしばらく運送業務に従事できなかったことから、他の事業所に運送を依頼したケースもあり、利用回数が増加している事業者もあります。

事業所の抱える課題として慢性的な運転手不足があり、特に透析患者等、利用者が希望する曜日と時間帯が重なることで、新規利用者を受け入れづらい現状があると聞いております。

なお、事故報告はありませんでした。

その他の項目につきましては、記載のとおりでございます。

事業所からの報告資料につきましては、別添資料1～17のとおりでございます。

なお、特定非営利活動法人 さくらそうが令和6年2月末をもって、事業の廃止をする予定ということで、聞かせてもらっています。

前回の運営協議会でご指摘いただいた報告様式の統一等、事務局内で報告様式を共有し、事業所への半期報告依頼の際にも記入例を同封させていただく等、記入方法等の統一を行いました。

以上で報告を終了させていただきます。ご協議、よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございます。事前に資料の方、目を通していただいたと思います。何かご意見ご質問ございましたら、挙手をよろしく申し上げます。

(委員)

資料8の、例えば17番の方、身障手帳1種1級と書いてありますけど、何の障がいとなっているのか分からない。移動制約なのか、ちょっとこの理由が分からないと判断の仕様が無い。ここの事業所さんの名簿、こういうのが多かったので、移動制約の理由が分かるようにしてください。

(事務局)

すみません、名張市です。当事業所につきまして、ご指摘の通り、移動制約事由についての空欄の箇所が見受けられております。そのあたりの確認ができていない状況ですので、こちらにつきましては、またこちらの事業所の方にお話しさせていただきまして、確認を取らせていただきます。

(会長)

はい、そのほか、ございませんか。

(委員)

今の事業所のことですが、退会年月日が入っているので、網掛けが薄くて見えてないと

ころがあるかと。

(会長)

ああ、退会。そうですね。色が薄くて。退会されている方が多い、という感じですかね。

(事務局)

網掛けのない、退会されていない方で、確認が必要な方につきましては…

(事務局)

はい、今、退会されている方もいらっしゃるということで、ちょっとこの資料自体が、見にくいものになっているかもしれないので、こちらも、今後、見やすいものに対応させていただきます。

(会長)

はい、この会員番号の左のナンバー付いているところが、現在いらっしゃる方ということで。その他はございませんでしょうか。

(委員)

関連したことで、例えば、6番の資料の利用会員名簿、イの欄に障がい名を書いていたいて、備考欄はあくまでもそれ以外に移動制約、補助的な理由とかを書き加えてもらった方がすっきりと見やすいかと思います。あくまでもイロハニホヘトの中が移動制約事由なので。基本的な理由。そうしていただいた方が、多分分かりやすい。また細かいことを言ったら、例えば聴覚障がいなどでいただいている身体障がいとかは、移動制約に該当しないので、書いてないほうが、そこには挙げてないほうがありがたい。

(事務局)

今ご指摘いただいた内容につきましても、また、事業者を確認させていただいて、対応させていただきます。

(委員)

これは自分の事業所なので言うんですが、前の事務局の方からごちゃごちゃするので備考欄に全部写してくれと言われて、写したんです。

(会長)

どちらかに統一…

(委員)

はい、統一してもらいたいです。

(会長)

ほかの事業者さんも、結構書かれていたと思いますので。

(事務局)

まずはイロハニホヘトのどの事由に該当するか、その上で備考欄に補足として移動制約があるかという確認をしていますので。ごめんなさい、前の担当者がそうおっしゃって…

(委員)

戻したらいいということですね。

(事務局)

そうですね、申し訳ないですが、その統一でお願いいたします。

(会長)

その他はございませんでしょうか。よろしいでしょうか、ありがとうございます。書式につきましては、ほかの事業者さんも、少し記載方法が違うところも見られましたので、また、ご注意いただいて、統一していただければ、と思います。

それでは、4番の新規申請事業者の審議に入らせていただきたいと思います。事業者さんが来るまで少しお待ちください。

(委員)

今の議題の前にちょっと聞きたいんですが、新規参入について、利用者の利便性がよくなったらそれでいいと思うんですけど、利用件数自体はそんなに増えてない、でも事業者増やしますっていうのが、それはどこまでいいのか、逆に乱立しないのか。ここで決めることではないと思うんですけど、例えば名張市の事例があるように市が金券を発行して、利用者にタクシーを使ってもらって、利用料を金券で補って、利用者の負担は変わらないとか、今後そういうのもお願いしたいなと思って…。僕だけか、皆さんも思われているのか分からないんですけど。福祉有償運送は、あくまでも代替え措置でタクシーの代わりっていうのがそもそも15～16年前のスタートなので。何でもかんでもOKしてしまっているのかなって思うんですけど。誰に聞いたらいいですかね。事務局ですか。今後まだまだ増やすのかどうなのか。

(事務局)

事項の5番の新規参入についてというところで今回議題に挙げさせてもらおうかなと思っていたんですけど…

(委員)

別にその時でもいいですよ。

(会長)

可能だったら、先に…

(委員)

昔の協議会で、僕、言わせてもらったことが。昔は市長名で依頼文書あったじゃないですか。なんでもかんでも出してくれているのか、本当に必要なかわからないんですけど。タクシー業界も実際また増えるんですけど、どうなのかとか。前もって、タクシー協会に事前に相談をいただけたらということも、僕、言わせてもらったと思うんですけど。

(事務局)

それでは、5番の事項について先に協議いただきまして、4番の事項はその後にさせていただきます。事業者も30分くらいは待てるということですので、先に5番の事項へ移らせてもらおうかと思います。

このまま説明に入ってもよろしいでしょうか。

(会長)

どうぞ。

(事務局)

資料21をご覧ください。前回の協議会で少し話題に上がりました新規参入について協議いただけたらと思ひまして、今回議題に挙げさせていただいた次第です。

今、新規登録申請があった場合は、あくまで自家用有償旅客運送はタクシー等の公共交通事業者の補完であるとの認識のもと、その必要性の協議を行う必要があります。そのため、公共交通機関のみでは十分な輸送サービスの確保が困難であることを運営協議会において確認し協議を進めることとなります。

それらの協議を円滑に行うためにも、当運営協議会の構成員は、道路運送法施行規則第51条の8第1項に掲げるものとしています。

これまでの新規登録申請があった場合の流れを確認させていただいたところ、平成30年度の議事録に、それまで必要であった市が発行する協力依頼書の添付は県の要綱改正により不要となったと記載されておりました。同年度の運営協議会において、新規事業所から新規登録申請があった場合にはタクシー協会と事前協議することとされておりました。

ただその後、令和元年度の運営協議会において、福祉有償運送を行う事業所であれば、運営協議会を以って登録の可否を決定するため、タクシー協会への協議は不要で、事前に申請があった旨を伝えるだけで差し支えないとのことになったため、それ以後の新規登録の際、事前に資料を送付して、運営協議会で協議していただく形となっております。これに従いまして、今回も事前に資料を送付させていただいたという形となっております。

これらの経緯を踏まえまして、事務局から新規登録申請があった場合の流れ等について、資料21「実施主体との事前調整及び事務手続きについて」の案を作成しましたので、ご覧ください。

まず事務局に事前相談が入ります。1番です。その時に、主に以下の3点を確認させていただく形で考えております。まず(1)実施主体の法人格の確認です。次に(2)利用会員名簿の確認をさせていただいて、本当に移動支援ニーズがあるのかという確認を名簿でさせていただけたらと思っております。(3)の料金の設定の確認ですが、有償運送の範囲内、規定の範囲内になっているか、合理的な方法によって定められているか、このあたりについて確認させていただきまして、この3点について、ある程度確認が取れましたら、新規登録申請に係る資料を作成していただき、事務局に提出していただく、これが2番になります。

福祉有償運送登録に関する審査基準というものが三重の運輸支局から出されておりますので、提出していただいた資料を基に、この基準を満たしているかを確認します。書類に不備がある場合は、実施主体に再提出を依頼します。そして4番、再提出されたものを確認した上で、運営協議会開催の30日前までに書類一式を事務局に提出していただきまして、14日前までに各委員に資料を送付させていただきまして、各団体において協議された状態で、6番、運営協議会における協議をしていただくという流れにさせていただきました。

「介護輸送に係る法的取扱いについて」というのが平成18年9月に出ているんですけども、こちらについては、新規登録申請される事業所の中には、介護給付等と一体型の福祉有償運送の新規登録を申請される事業所もありますので、これがあります。これは介護保険サービスや障がい福祉サービスのうち、訪問系のサービスと連動した操業を行う場合は、道路運送法上の許可または登録が義務付けられているためです。なので、これに基づく運送の場合は、平成18年9月に発行しています公示に基づき、ご協議していただくことになるかと思います。

運輸支局が出されています「福祉有償運送の登録に関する審査基準について」というのを添付させてもらっています。

事務局案としましてご提示させていただきましたので、ご協議の方、よろしくお願いたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。何かご意見、ご質問ございますか。

(委員)

今後はこれに基づいて出せば、協議会が認めれば、増やしていくという認識でよろしいか。

(事務局)

協議会で認められれば、という認識ですね。

(委員)

逆に乱立してしまうようなこともあるけど、そういうのはもう別問題っていうことで。

(事務局)

乱立させないための協議会の場という形で、国の法律では位置づいているものになりますので、協議会で認めないということであれば、協議が整いませんでしたという形になってくるのかな、という。

(委員)

過去に、委員から、そういう質疑は拳がったことないと思いますけどね。認めると乱立するね、とか、多くない？とか。書類が整っているからいいかなあで通ってきたと思ってるんですけど。

(委員)

現実、そこまで細かく協議したことないですね。

(会長)

今まで協議はしてなくて、話は出ていたと思います。どこまで新規参入を認めるのか、っていうところと、何年か前には、僕の方もさすがに、事前に事業者には前もって連絡していただいて。事前に協議いただいたほうがスムーズだと思いますし。ただまあ、それぞれ乱立して共倒れになるっていうのが一番いけないことなので。やっぱりある程度の制約はあって当然かなと思うんです。書類が整ってるから認めるっていうのはちょっと、ここの協議主体としては、ちょっと意味が違うのかなと思いますんで。ただ、なかなかその基準が決めに

くいところもあるので。それこそ今、実際に認められている事業者が補完してできるようであれば、そちらにお願いするとか、そういったことをしていかないと。運転手不足、あるいは利用者も減ってきているような状況にありますし、辞められる事業者も出てくる中で、どこまで認めるんかなって、皆さん当然思うところがあると思うんですけど。

(委員)

4番の事業所、お辞めになられるんですよね。辞められるってことは、何らかの理由があってのことだろうと思うんですが。そこを今まで利用されていた方が、どうされるのか。ましてや、新規事業を進められるところに対して、どうなのかという。先ほど話があった「タクシー業界の方に一度話をしてから」という話が出た協議会には私も実は参加していました。ところがもう次の年には変わってますよね。もうしなくていい形になってるじゃないですか。

(事務局)

そうですね。平成30年度はそういう形になって、令和元年度にはもうしなくていい形になっています。あくまで事前資料送るだけでいいという。

(委員)

そうですね。そういう風が変わってしまっているの、私、正直知らなかったの。その時のタクシー協会の人間ってというのが、別のところから来ていた可能性がありますし、それこそ、会議に出席していなかった可能性もあるので、何とも言えないんですけど。もう、短い間に全く変わってしまっているの、「あれあれ？」っていうのが正直なところですね。辞められるところがあるっていうことは、正直、苦しいから辞めるっていう選択肢を取られた可能性もありますので、変な話、仕事がないのに新規参入を認めてどうしますかという。要するに、非営利であればともかくですけど、営利目的だと思うんです。そこらへんもう少し考えるとこはないのかな、っていうのが正直なところですね。

(事務局)

今回の事業の廃止は、事業所自体が非営利なので、なかなか売り上げも、走れば走るほど赤字になるというところで、苦しくて。ほかの事業者からも実際相談があります。なかなか大変な中で頑張ってくださっている、というのが実情ではあります。

(委員)

その苦しさを分かって、サインされるんですかね。

(委員)

利用者が困るのは大変なことなので、それを優先的にしてもらったらいんですけど。ウチの例を言えば、約20年ほど前、平成15年くらいに、名張市から名張市社協に車を当てがって、輸送サービスを行っていたんです。それができないってことで、うちの方がさせていただいて。その代わりに、当時から救急車の帰りの足は確保しなさい、24時間やりなさい、と。利用者さんもハードル上がるんで、要介護5くらいの方なら金券2万4千円を出して、それを対価にしてるんですけど。

逆に、普段送迎されてる有償運送の方が、利用会員の方がしんどくなったら救急車で行って、帰りは迎えに行ってもらったら一番安心すると思うんです。できるなら24時間、自分ところの利用者を迎えに行ってもらえるとか、そういうのも、利用者の安心になるんじゃないかなと思うんですけどね。許可とは別ですけど。

(会長)

そのほか、ございませんでしょうか。

(委員)

事業所側から言わせていただいでですけど、乱立してきて、お客さんの取り合いになって、潰れていくっていうこと以前に、やっぱり運転手の確保の方ができない。当然非営利でやって、今の法律だと概ね1/2、タクシー料金の1/2っていう対価の中で、運営を継続していくって、それこそガソリン代とか高騰してきている中で、本当に無償でやっていく、ということであればいいんだろうけど。それでもそれは、3年、5年の話なので。それが10年、20年続くということは、その事業体が続くということは基本的にはない。昨年、県内でも保険制度の事業体が倒産していくという流れに、県内でも100近く潰れてるのではないかな。保険制度自体が破綻しているところへ、事業として成り立たない有償サービスをどう継続していくのか。本当にちょっと厳しい時代で、利用者ニーズがどの程度あるのか、どの程度カバーしていかないとだめなのか、把握が全然できてないんで。実際、事業体をどのぐらいにして、一事業者は何台ぐらいの車で、それをカバーして行って、どのぐらいの事業所が欲しいのか、という。そこをちゃんとしていかないと、いくら議論したって一緒のことだと思うので。その辺をきちっとしていかないと、僕の肌感覚でいえば5年10年が高齢者のピークでどんどん利用者自体が減ってくる。で、障がい者が増えてくるんか、といえ、増えたとしたら精神疾患を持った方が増えてくるのかなと。それが移動制約がどのぐらいいるのかというのは分かりませんが。そこも踏まえておかないと、事業所自体は申請したら増やせる、それこそ、結局、増やせば増やすほど乱立してしまって、取り合いになって、結局どこかで潰し合いしてるだけで、利用者の利便にはつながっていかないし。その辺をしっかりと考えていかないと、いつまで許可出すの？と。介護保険等の保険と一体となる場合であれば、とりあえず今の法律では、許可出さないと仕方ないと思うけど。福祉有償運送のみに特化した事業所、というのはおそらくもう出てこない。名張市でもほとんどの事業所、一体のものばかりですよ。そこで有償運送のみをするのかな。例えば伊賀市でも施設だったらその利用者・会員だけを対象にしてたりとか。介護保険等の介助のみしかしないとかいう事業体もあるけど。

(事務局)

今のお話、推移というか、前回の会議でも話いただいた、今後どのぐらい需要があるのか、というお話はいただいておりますが、今回、名張市の方で新規事業者の相談もありましたので、介護保険を使ってくださっている方、高齢の方がどれだけ増えていくかということ、今、名張市の高齢者福祉計画、今はパブリックコメントで、まだ実際には決定はしていないので

すが、今、計画を作成中というところで。やはり今後、高齢者はどんどん増えてくるかな、という。名張市の土地柄から、一時期転入された方が多くいらしゃった時期がありまして。その方々が一齐に高齢になってくるという段階で。今後も高齢者の数は増えてくるということで、要介護、要支援認定というのも実際、平成 29 年から令和 4 年頃にかけて、人数的には約 5000 人ほど増えているという状況にはなっています。ただ、もっと長いスパンで、という話も今いただいていたので、20 年、30 年というところまでいくと、実際にはどうなっているか分からない、というところなんですけど。実態としては、そういうところは、あります。

(事務局)

失礼いたします。資料 21 を作るにあたりまして、他自治体の方も調べさせてもらったりする中で、今回、新規参入どこまで認めるかというところで、本当に福祉有償のみをする事業所か、それとも介護保険と一体型でする事業所かと、まず分けて考える必要があるのかなというところでありまして。介護保険の事業をしていて、有償で運送したい場合は許可を取らないと料金をとれないので。そこはそこで審議していただく。また、福祉有償だけするというところで、それこそ乱立、どうしていくかというところだと思っんですけど。それについても他自治体へ聞かせていただくと、要介護認定者数がこれだけいても、その方が在宅者で、移動支援を使うかというところまで、把握がしきれないので、他自治体でも移動支援が必要だとされている方が、名簿上いるかというところを持ってニーズが確認されているというところでした。あと、福祉有償自体が更新制なので、移動支援ニーズが少なくなってきたところで、その事業所を継続させるかというところを運営協議会さんで諮っていただく、そのための更新制度という考え方もあるようです。なので、一旦認められたからといってずっと認められる訳ではないという考え方もあるので、その辺でいろいろ考えた結果、この案を作成させていただきました。今、これだけの方が必要とされているという状況を持って移動支援ニーズがあると見なすしかないのかなと、事務局としては思っています。

(委員)

代替え措置の有償運送に乗っからなくても、NPO でも、タクシーの許可で介護限定は取れるんで従来の形をとるとするのはダメなんですか。

(事務局)

介護輸送の取り扱いについての 18 年の解説文章、まず 1 番、おっしゃってくれていたように第 4 条または第 43 条の許可を取ることを原則とする。ただ、実際、タクシー事業の 4 条許可を取ろうとしたら、かなり制限が厳しいので、なかなかそこまでできない事業者が多いというのが現状みたいなので、1 番の 4 条許可をとれない理由を聞かせていただいて、それが出来ないのであれば、福祉有償の許可という形で、その辺りの確認は、事前申請の時に聞かせてはいただけるかなと思っています。

(委員)

支局の方、すみません。4 条許可、そんなに難しくないですよ。

(運輸支局)

手続きとしては、書類としてはそうなんですけど、条件がいろいろありますので。二種免許が必要とか、台数によっては運行管理者が必要とか。そういう面で、なかなかクリアするのが難しいのかなということをおっしゃっていたのかと思いますね。

(委員)

これと一緒に、5台未満で運行管理者やら二種免許やらありますけど、利用者の安全の担保を取ろうと思ったら、二種免許取ってお客さん運んで…。

(運輸支局)

取れるんだったらそうしてもらったら。一番、原則ではありますけど。

(委員)

台数1台だったら運行管理者いらないし、ハードル高くないですよ。

(運輸支局)

高くないかはどうか…その判断は申請者の方によるんでしょうけど。福祉有償運送でも結構台数持ってる場所もお見えになるので。そうすると運行管理者の資格も必要になってくるということで、なかなかそこも難しいところではあるんでしょうけど。

おっしゃるように原則としては4条、緑ナンバーを取っていただくのが大原則ですので。それで可能であればそっちの方もやっていただくというのが、制度上の趣旨でもあります。そこは第一に考えていただきたいところであります。

あともう一件、先ほど運送上の対価の話が出てきたと思うんですけど、自家用運送の対価というのは、タクシー事業の1/2の範囲内であるということで、今までそういう形でやってきたんですけど、昨年のラストワンマイル検討会の中で、1/2以内というのはちょっと安すぎるんじゃないか、という議論がありまして。近々、目安が更新される予定になっております。もうちょっと上の部分まで取れるような形で、近々その辺の考え方が更新される見込みですので、そこだけ情報提供させていただきます。

(会長)

その他はございませんか。

ちなみに、人口に対して、福祉有償事業者の数っていうのはおそらく多いほうと思うんですよ。伊賀名張地区は、僕も乱立してしまうのはよくないな、と思っています。それが介護事業者と一体でやられる場合であっても介護事業者が乱立しているのがそもそも僕は問題だなと思っています。色々お話を聞くと、建物建てたけど結局半分しか人が入ってないわ、とかちょこちょこ聞いたりするので。そもそも介護事業者が乱立していること自体がそもそも問題で。本当にそこまで要るのか、それはこの会議、関係ないですけど。当然それには運転手、色々な労働者の方がたくさん必要なわけで、今もいろんな分野で労働者不足と言われていの中で、そういう風に乱立していくというのは本当にいいのかなっていうのはあります。

事業者の立場から言うと、料金改定されてまた上がっていく中で、タクシー料金とかかわらへんないんだったらタクシー使ってくれよ、ってなるのは当然なわけで。なおかつ、今、福

社有償でも例えば交通空白地有償だともっとかなり厳しい議論、実はしてます。「そんなとこまで走らんとしてくれ」「そんなの認められない」という議論、たくさんしてますので。新規参入について福祉有償、甘すぎるんじゃないか、っていう感覚は、なんとなく僕自身持ってます。

ただ、たくさんそういう方がいらっしゃるなら当然、新規参入を認めてやっていかないといけないんですけど。もう少し正確な需要だとか、将来的な予測だとか、必要だと思いますので、まあ、すぐそういうデータ出ないと思いますので、また次の機会なのか、それを議論する会議があってもいいのかなと。前もそういう話してたと思うんです、こういうのを議論する会議があって、結論は出ないかもしれないけど、皆さんの意見を出していただいて一定の方向性を決めていくっていうのは、大事なのかなと思います。すぐ決めることではないと思いますけど。できるだけ早い時期にそういう会議を設けて、いつも報告ばかりじゃなくて、将来的にどうしていくのかという会議もあっていいのかなと思います。また事務局の方で検討していただいてというところなのかな。すぐ答えは出ないと思いますので。次回もこういった会議の場をできるだけ設けていただいて、そこでまた議論していただいて、方向性を決めていただければと思います。

ただ、先ほどありましたけど、やっぱり事前に事業者にはご報告されて、相談されたほうがいいのかと思いますので。そういう事情がたくさんあるのなら、ということで事業者さんも「それはダメだよ」とは言わないと思いますから。できれば事前にご相談いただければ、その方がいいのかなと思います。もし次の新規参入、会議までにあるかもしれないので、そういった場合には、可能であれば、相談していただければと思います。

それでは、順番代わりしましたが、新規参入についてはここまでにさせていただきたいと思います。ご協力お願いします。

～新規登録申請 非公開～

それでは続きまして、事項書の6番「旅費の支給について」、事務局の方からご説明お願いいたします。

(事務局)

失礼いたします。

旅費の支給について、ご相談させていただきたいと思います。

本協議会では、公共機関である中部運輸局三重支局、三重県、伊賀市及び名張市所属の方を除きまして、会議にご出席いただいた委員の皆様へ委員報酬をお支払いさせていただいております。しかしながら、これまで旅費の支給がされていなかったことが分かりまして、令和5年度から費用弁償として旅費も併せて支給する形としたいのですが、いかがでしょうか。

ご異議なければ、支給という方向で、考えています。

(会長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

つきましては、報酬をお支払いさせていただく方については、机の上に旅費の調査票を置かせていただいておりますので、ご記入いただき、机の上に置いて帰っていただければと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。最後、その他というところで、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(委員)

ちょっと教えてもらいたいだけなんですけど、今日の1から18までの資料見させてもらっていて、2の運行内容ってところに書いてある、「レジャー」という項目、どういう範囲のものなのかな。買い物とか通院とか、書いてくれてあるけど、「レジャー」とって、どういう類のもので、どれくらいの範囲までをいうものなのかな、教えてもらったら嬉しいかな。

(委員)

支局さん、法的にはなんか決まっていますか？

(運輸支局)

いや、特に決まっていますよ。

(委員)

事業所の感覚としては、例えば障がいのある方が映画観に行ったりとか、ボーリング行ったりとか、お買い物、お買物は項目があるか。余暇活動みたいなことを言う…。中にはパチンコに行くとかありますけど。その辺がレジャーかなと。感覚としてね。それ以外は「その他」とってとこで。

(委員)

分かりました。

(運輸支局)

1つ情報提供です。自家用有償の更新の手続きなんですけど、添付書類がだいぶ省略されることとなります。資料21のところ、公示が付いているので、参考に。5番「有効期間の更新の登録」の(2)にですね、添付書類については省略することができるものとして①定款の書類とか、②使用権原を証する書類とか、①から④まで書いてあって。今までは更新の時に省略することができるものがこれら4つしかなかったのですが、今後はそれに加えて、運転手さんの資格、研修を受けたとか、資格研修の修了書とか、運行管理体制の書類。あとは自賠責、任意保険の書類だとか、旅客の名簿とか。そういったものに変更がない限り、こういったものについても省略できるようになると。①から④に加えて、大きくここが追加されることとなります。ですので、更新の際に揃えていただく書類が今後、簡素化されることとなります。まもなく、公示についても、更新されると思いますので。今年中

か、来年に入ってしまうかもしれないんですけども、公示についても、更新される予定ですので、情報提供させていただきます。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

料金改定の件、来年の6月に国会に出すって報告聞くんですけど、現在の1/2っていう料金の改定、いつごろに施行される感覚なんですかね。来年、再来年とか。

(運輸支局)

そんな先じゃないです、もうまもなくだと思います。今、手続きを進めているところだと思いますので。あくまでも営利にならない範囲で、っていうのは変わらないものですから。今まではガソリン代とか、実費の範囲内であったところが、もうちょっと、保険料とか、運行管理体制とか安全面も担保できるような部分も収受してもいいんじゃないかという形で改正される。あくまでも利益は、入らないんですけど、安全に対する費用っていうのは旅客から貰ってもいいんじゃないかというニュアンスで。もうちょっととれるようになるかなというところですよ。

(委員)

流れとしては、運協で協議になるということになりますよね。

(運輸支局)

もちろんそうです。

(委員)

それって、どうなんですか。なんか根拠が…。今までだったらたぶん…。

(会長)

一応、指針というか、こんな感じですよっていうのは情報として出てくると思うから、それが基準になってくるのかなと思います。

(委員)

今までだったらタクシー料金の1/2だったから、だいたい1/2、このくらいだかっていうのを元に対価を決める基準があったけど、今言うような、安全面をどうしたとか云々って、何を基準に…どうなのかな。

(運輸支局)

そこはまた、何かお示しできるのかなと。ちょっとまだその辺、具体的にはうちの方にも情報がきていないので、まだこの場ではお話できないんですけど。

(会長)

実質的に今まで交赤字ですべてやってきたので、運転手の報酬が支払われないとか、そんな形でやっていたので、完全なボランティアという形だったんですけど、やっぱり運転手の報酬、労働の対価というのも当然必要になってますし、保険についても、色んなこともありますし、当然燃料費も上がったりとか。色んなものが値上がりしてる中でさらに赤字が膨

らむってというのはよくないんじゃないかな、とは思うので、改定してよかったかな、と個人的には思っています。

(委員)

さっきの更新の件もそうですけど、かなり高齢化している事業体が。当初から参入してきたところがかかり高齢化してきていて、運転手さんが80前後というところとか、当然事業として続けられないって言う。介護保険事業ともども、福祉有償運送に特化しているNPOもたぶん来年あたりからバタバタと閉鎖されるかなあっていう状況ですね、伊賀市は。名張市は把握していませんけど。伊賀市は厳しいように感じます。

(会長)

なにかございませんでしょうか。

事務局のほうから、なにかその他、ございませんでしょうか。

(事務局)

新規参入の件につきましては、また協議の場を設けて、協議していただけたらと思います。また運営協議会ごとのローカルルールにつきましても、昔に決まったことでもありますので、必要に応じて改めて検証して、随時、適切な見直しを行っていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

また今年4月に、地域公共交通活性化及び再生に関する法律が改正され、それに伴いこの10月1日施行の道路運送法施行規則の改正により、地域公共交通会議と自家用有償運送運営協議会、本協議会が地域公共交通会議に一本化されました。これは運営協議会における協議事項は、地域公共交通会議においても協議を整えることが可能となっているところ、協議の場を運営しやすくするという観点から、運営協議会に係る規定を削除し、法令上、運営協議会を地域公共交通会議に統合することとするとされたものです。ただし既存の運営協議会を継続しても法令上は問題ないとされており、今後この点についても、必要に応じて協議していく必要が出てくるのではないかと考えておりますので、またその時はどうぞよろしくお願ひいたします。

(運輸支局)

一本化されたら、ですけど。今まで通りやっていただいて別に問題ないです。なかなか一本化も難しいですね。

(会長)

ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。新規参入の件について、もし議論できるようであれば、また設けていただいて。

(事務局)

更新の申請自体は来年度まで無いですが、可能であればもう一回ぐらい今年度中には。また調整させていただいて、ご連絡させていただけたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。それでは以上をもちまして、2023年度第2回伊賀地区福祉有

償運送等運営協議会は終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。